

伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱を次のように定めま  
す。

令和3年1月15日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する市民等の理解及び関心を高め、本市のイメージの向上に寄与することを目的とする。

(デザイン)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の承認を受けなければならない。ただし、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 個人が非営利な目的で情報発信をするために使用するとき。
- (2) 国及び地方公共団体が使用するとき。
- (3) 伊那市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいう。）が教育目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用承認の申請)

第4条 申請者は、伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認通知書（様式第2号）又は伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 管理者は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用承認の制限)

第5条 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 申請者がデザインを使用することにより、市の機関又は市の職員であると誤解を招き、又は招くおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者並びにこれらに準ずる者の利益になり、又は利益になるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めたとき。

（使用上の遵守事項）

第6条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザインの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的及び使用方法以外に使用しないこと。
- (2) デザインの同一性を損なう改変をしないこと。
- (3) 使用承認に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は転貸しないこと。

（承認内容の変更）

第7条 使用者は、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用内容変更承認通知書（様式第5号）又は伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 3 管理者は、承認に際し必要な条件を付することができる。

（使用の報告）

第8条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成した場合には、速やかに、伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用実績報告書（様式第7号）及び製作物の完成品を提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状、寸法等が分かる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

（使用者の責務）

第9条 使用者は、デザインの使用について、第三者との間に知的財産の権利に関する紛争が生じたときは、自らの責任において解決を図るものとする。

（使用料）

第10条 デザインの使用料は、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第11条 管理者は、使用者がこの告示又は使用承認条件に違反したときは、その使用の差止めの請求、必要な指示等(以下「請求等」という。)をすることができる。

2 管理者は、使用者がこの告示若しくは使用承認条件に違反したとき又は偽りその他不正な手段により承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

3 管理者は、前項の規定により承認を取り消したときは、伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認取消通知書(様式第8号)により使用者に通知するものとする。

4 管理者は、請求等又は承認の取消しを受けた者に対して、製作物の回収を求めることができる。

(第三者に対する承認)

第12条 管理者は、使用者に係る製作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から伊那市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認申請書の提出があったときは、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、管理者に対して、その承認に異議を申し立てることはできない。

(権利設定の禁止)

第13条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この告示の規定による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物について本市が推奨を行うものではない。

(責任の制限)

第14条 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 第11条の規定による請求等及び製作物の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失

(2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に与えた損害又は損失

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月15日から施行する。

別図（第2条関係）

デザイン①（伊那市）



カラー



単色

デザイン②（旧高遠町）



カラー



2色



単色

デザイン③（旧長谷村）



カラー



単色